

# 第 63 回 監査基準委員会有識者懇談会 次第

2022 年 2 月 14 日（月）10:00～12:00

於：Microsoft Teams／日本公認会計士協会 会議室

## I 開 会 10:00

## II 議 事

### 1. 意見聴取

#### (1) 品質管理基準委員会報告書の改正等

- ① 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」の改正
- ② 品質管理基準委員会報告書第 2 号「監査業務における審査」の新設
- ③ 監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」の改正

#### (2) 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正

#### (3) IAASB の活動状況

- ① IAASB 9 月ボード会議後のアップデート
- ② ISA600（グループ監査）の改訂概要

### 2. 報告事項（資料配付）

#### (1) 日本版 EER 保証業務ガイダンスの検討状況

## III 閉 会 12:00

以 上

## 配 付 資 料

| No. | 資 料                                      |
|-----|------------------------------------------|
| 859 | 品質管理基準委員会報告書の改正等の概要                      |
| 860 | 品質管理基準委員会報告書の改正案等                        |
| 861 | 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」改正の概要 |
| 862 | 監査・保証実務委員会報告第 76 号の改正案                   |
| 863 | IAASB の活動状況－IAASB 9 月ボード会議後のアップデートー      |
| 864 | ISA600 改訂の概要                             |
| 865 | 日本版 EER 保証業務ガイダンスの検討について                 |

# 監査基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2022年2月14日現在)

(敬称略。五十音順)

|              | 氏 名     | 現 職                         |
|--------------|---------|-----------------------------|
| 議長           | 堀 江 正 之 | 日本大学 商学部<br>教授              |
| 委員<br>(議長代行) | 松 本 祥 尚 | 関西大学 会計専門職大学院<br>教授         |
| 委員           | 青 克 美   | 株式会社東京証券取引所<br>執行役員         |
| 委員           | 渥 美 恭 弘 | 公益社団法人日本証券アナリスト協会<br>常務理事   |
| 委員           | 井 上 隆   | 一般社団法人日本経済団体連合会<br>常務理事     |
| 委員           | 今給黎 真 一 | 株式会社日立製作所<br>財務統括本部担当本部長    |
| 委員           | 川 島 勇   | 公益社団法人日本監査役協会<br>副会長        |
| 委員           | 林 田 英 治 | 公益財団法人 財務会計基準機構<br>理事長      |
| 委員           | 弥 永 真 生 | 明治大学 専門職大学院会計専門職研究科<br>専任教授 |
| オブザーバー       | 西 山 香 織 | 金融庁 企画市場局企業開示課<br>開示業務室長    |

以 上

監査基準委員会有識者懇談会

2022/2/14

配布資料No.859



日本公認会計士協会

# 改正品質管理基準委員会報告書第1号 「監査事務所における品質管理」

## 品質管理基準委員会報告書第2号 「監査業務に係る審査」

## 改正監査基準委員会報告書220 「監査業務における品質管理」

### 公開草案の概要

第63回 監査基準委員会有識者懇談会  
2022年2月14日

# 目次

1. 本改正等の背景
2. 改正品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」公開草案の概要
3. 品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」公開草案の概要
4. 改正監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」公開草案の概要
5. 今後のスケジュール等

# 1. 本改正等の背景

---

# 国際的な品質マネジメント・アプローチの導入

## 導入の背景

- 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要

認識

- ISQC1等の適用モニタリング
- 継続的なアウトリーチ活動
- 規制当局の検査報告 等

## 品質マネジメント・アプローチの導入

- 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ（品質マネジメント・アプローチ）を採用する。
- 高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。
- 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質管理システムを整備・運用する。

## 品質マネジメント・アプローチの導入に基づく従来のISQC 1 及びISA220の見直し



## ISQM（International Standard on Quality Management）の新設及び改訂されたISA

ISQM 1  
→改正品基報第1号

ISQM 2  
→品基報第2号

ISA220（改訂）  
→改正監基報220

# 我が国における品質管理基準の対応状況

現在までの我が国における品質管理基準の対応状況は以下のとおりである。

- 2021年2月 企業会計審議会監査部会において「監査に関する品質管理基準」の改訂検討開始
- 2021年6月30日付 「監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」公表
- 2021年11月16日付 企業会計審議会総会における取りまとめを経て「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表

- 「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」より引用 ※（ ）は追加  
**改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針**については、（日本公認会計士）協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

→上記記載の「**改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針**」として当協会は**改正品基報第1号・品基報第2号及び改正監基報220**を起草



## **2. 改正品質管理基準委員会報告書第1号 「監査事務所における品質管理」公開草案の概要**

---

# 改正品基報第1号の全体像

|                 |
|-----------------|
| 品質管理システム        |
| 監査事務所のリスク評価プロセス |
| ガバナンス及びリーダーシップ  |
| 職業倫理及び独立性       |
| 監査契約の新規の締結及び更新  |
| 業務の実施           |
| 資源              |
| 情報と伝達           |
| (特定の対応)         |
| モニタリング及び改善プロセス  |
| ネットワーク          |
| 品質管理システムの評価     |
| 文書化             |
| 監査事務所間の引継       |
| 共同監査            |

## 品質管理システムの構成要素

- 品質管理システムは、9個の構成要素からなる

- ✓ 「監査事務所のリスク評価プロセス」を適用することにより品質目標を設定し、品質リスクを識別・評価し、それらの品質リスクへの対応をデザイン・適用する。
- ✓ 「モニタリング及び改善プロセス」により、監査事務所の業務の品質と品質管理システムの積極的かつ継続的な改善を促進する。
- ✓ ISQM1に規定する8個の構成要素に、我が国の「監査に関する品質管理基準」に規定されている「監査事務所間の引継」を構成要素として加えている。

- 品質管理システムの各構成要素に関連する規定のほか、品質管理システムにおける各責任者の役割と責任、ネットワーク、品質管理システムの評価、文書化等を定めている。
  - 我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。
- ※ 赤字は我が国の「監査に関する品質管理基準」に基づき追加した項目

# 監査事務所のリスク評価プロセス

## リスクに基づくアプローチ

### 品質目標の設定

- 品質目標とは、品質管理システムの構成要素に関連して、監査事務所によって達成されるべき望ましい結果をいう。
- 各構成要素について、全ての監査事務所に設定が求められる品質目標を規定している。
- 監査事務所は、必要と認める場合、追加の品質目標を設定する。

### 品質リスクの識別と評価

- 品質リスクとは、発生する可能性、及び、個別に又は他の品質リスクと合わせて品質目標の達成に悪影響を及ぼす可能性が、いずれも合理的にあり得るリスクをいう。
- 品質リスクへの対応をデザイン及び適用する基礎とするために、品質リスクを識別し評価する。
- 品質目標に悪影響を及ぼすような状況、事象、環境又は行動の有無を理解し、それらがどの様に品質目標の達成に悪影響を及ぼすか及びその程度を考慮する。

### 対応のデザインと適用

- 対応とは1つ又は複数の品質リスクに対処するために、監査事務所によりデザイン及び適用される方針及び手続をいう。
- 監査事務所は、識別・評価した品質リスクへの対応をデザインし、適用する。
- ISQM1においては全ての監査事務所に求められる対応を規定している。

## 追加・ 是正 措置

- 各監査事務所の状況や実施する業務の内容の変化

- モニタリング及び改善プロセスの結果

→モニタリング及び改善プロセスを通じたPDCAサイクル

## その他の主な改正点①

改正品基報第1号では、品質管理システムの構成要素としてガバナンスとリーダーシップ、資源、情報と伝達の項目が新たに設けられ、各項目につき品質目標の設定を求めている。

|                   |                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ガバナンスと<br>リーダーシップ | <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査事務所は、以下を認識し強化する風土を通じて、品質に対するコミットメントを示す。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ より質の高い監査業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという、監査事務所の役割</li><li>➢ 監査事務所の意思決定及び行動における品質の重要性</li></ul></li></ul> |
| 資源                | <ul style="list-style-type: none"><li>● 品質管理システムの運用と業務の実施において必要な以下の3つのカテゴリーの資源（リソース）を対象とする。<br/>人的資源 / テクノロジー資源 / 知的資源</li><li>● サービス・プロバイダーから提供される資源も取り扱う。</li><li>● 適切な資源の取得、開発、利用、維持及び配分に関する品質目標を定める。</li></ul>             |
| 情報と伝達             | <ul style="list-style-type: none"><li>● 監査事務所内及び監査チームとの継続的な情報交換の重要性を強調する。</li><li>● 外部の利害関係者とのコミュニケーションに関する規定を定める。</li></ul>                                                                                                   |

## その他の主な改正点①

### ■ 例) ガバナンスとリーダーシップ

A58. Although leadership establishes the tone at the top through their actions and behaviors, clear, consistent and frequent actions and communications at all levels within the firm collectively contribute to the firm's culture and demonstrates a commitment to quality.

A58. 監査事務所の最高責任者等は、その行動と姿勢を通じてトップとしての考え方を示す。また、監査事務所内のあらゆるレベルにおける、明確で一貫性のある頻繁な行動とコミュニケーションの組み合わせにより、監査事務所の組織風土が醸成され、品質に対するコミットメントが示される。

# その他の主な改正点①

## ■ 例) 資源

A102. Intellectual resources include the information the firm uses to enable the operation of the system of quality management and promote consistency in the performance of engagements.

Examples of intellectual resources

Written policies or procedures, a methodology, industry or subject matter-specific guides, accounting guides, standardized documentation or access to information sources (e.g., subscriptions to websites that provide in-depth information about entities or other information that is typically used in the performance of engagements).

A102. 知的資源には、品質管理システムの運用を可能にし、また一貫した業務の実施を促進するために、監査事務所が利用する情報が含まれる。

知的資源の例

文書化された方針又は手順、手法、業界や事象に特有のガイダンス、会計のガイダンス、標準調書ひな型又は情報源へのアクセス(例えば、企業に関する詳細な情報を提供するウェブサイトの購読又は業務の実施において一般的に利用されるその他の情報)。

## その他の主な改正点①

### ■ 例) 情報と伝達

A111. The information system may include the use of manual or IT elements, which affect the manner in which information is identified, captured, processed, maintained and communicated. The procedures to identify, capture, process, maintain and communicate information may be enforced through IT applications, and in some cases may be embedded within the firm's responses for other components. In addition, digital records may replace or supplement physical records.

A111. 情報システムには、情報が識別、捕捉、処理、維持、伝達される方法に影響を与える、手作業又はITの利用が含まれる場合がある。情報を識別、捕捉、処理、維持、伝達する手続はITアプリケーションを通じて実施されることがあり、また場合によっては、他の構成要素に対する監査事務所の対応に組み込まれることもある。さらに、デジタルな記録が、物理的な記録に代わることもあれば補完することもある。

## その他の主な改正点②

### 品質管理システムの評価

- 監査事務所の品質管理システムに関する最終的な責任と説明責任を負う者は、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、品質管理システムを評価する。

### ネットワーク

- 監査事務所自身の品質管理システムに対する責任を強調している。
- 監査事務所は、ネットワークが設定する要求事項や提供されるサービスについて、自身の品質管理システムへの影響を理解する。
- 監査事務所は、自身の品質管理システムに関して、ネットワークに所属する監査事務所に横断的に実施される監視活動を理解する。



### **3. 品質管理基準委員会報告書第2号 「監査業務に係る審査」公開草案の概要**

---

## 品基報第2号について

**従来改正前品基報第1号に含まれていた「審査」に関し、独立した報告書として新設**

- 審査担当者の適格性要件の強化（クーリング・オフ期間 等）
- 審査の実施と文書化に関する審査担当者の責任の明確化
- 該当する場合、審査担当者の補助者に対する指示・監督及び査閲に対する審査担当者の責任を規定
- グループ監査に関する考慮事項を追加

※我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。

※審査を要しない監査業務の範囲及び委託審査について、改正品基報第1号及び品基報第2号では改正前の品基報第1号における取り扱いを踏襲している。

# 審査担当者の適格性／審査の実施

## 審査担当者の適格性

適性と能力  
(十分な時間を含む)  
及び適切な権限  
を有する

独立性と客観性  
を含む職業倫理規程  
の遵守

適格性に関する  
法令等の遵守

監査責任者が関与していた業務について審査担当者になる場合に、**2年間又は職業倫理に関する規定が求める場合はより長い期間のクーリング・オフ期間を設ける。**

## 審査の実施



計画

実施

報告

監査事務所は、審査の実施に関する方針及び手続において、審査担当者が業務期間中の適切な時期に審査を実施する責任を有することを定める。

審査担当者は監査チームによる職業的懐疑心の保持及び発揮を評価し、重要な判断と重要な事項に焦点を当てる。

審査担当者は、当報告書の要求事項を満たしているかどうか判断するために、立ち止まって考える（stand-back）ことが求められる。

審査担当者から審査の終了の通知を受けるまでは、監査報告書に日付を付さない。

## **4. 改正監査基準委員会報告書220 「監査業務における品質管理」公開草案の概要**

---

# 改正監基報220について

**改正監基報220では、主に以下について改正が行われている。**

- 監査業務における監査責任者の関与と全体的な責任の記載を明確化
- 監査チームの対象となる範囲の拡大

※我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。

# 監査業務における監査責任者の関与と全体的な責任

## 監査の過程を通じた監査責任者の十分かつ適切な関与

監査業務レベルの品質  
の管理と達成に対する監査  
責任者の責任

個々の監査業務の状況に応  
じた指揮、監督及び査閲の  
内容、時期及び範囲の決定  
に関する監査責任者の責任

全体的な責任を果たす上で、  
監査責任者の関与が十分  
かつ適切であったことの判断  
(stand-back)

## 監査業務における監査責任者の全体的な責任

- 監査事務所の風土や監査チームのメンバーに期待される行動を強調する監査環境の醸成
- 契約の新規の締結及び更新の過程で入手した情報に関する、監査計画及び監査の実施時の考慮
- 職業倫理に関する規定の理解と、監査チームのメンバーによる職業倫理に関する規定と監査事務所の方針及び手続に関する認識
- 十分かつ適切な資源が確保され、適時に利用可能であることの判断
- 監査事務所から伝達を受けた監視及び改善プロセスの情報の理解と、監査業務との関連性・影響の判断並びに適切な措置の実施

等

# 監査チームの定義の改正①

## 改正前

- 監査チームのメンバーは、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者と定義



## 改正後

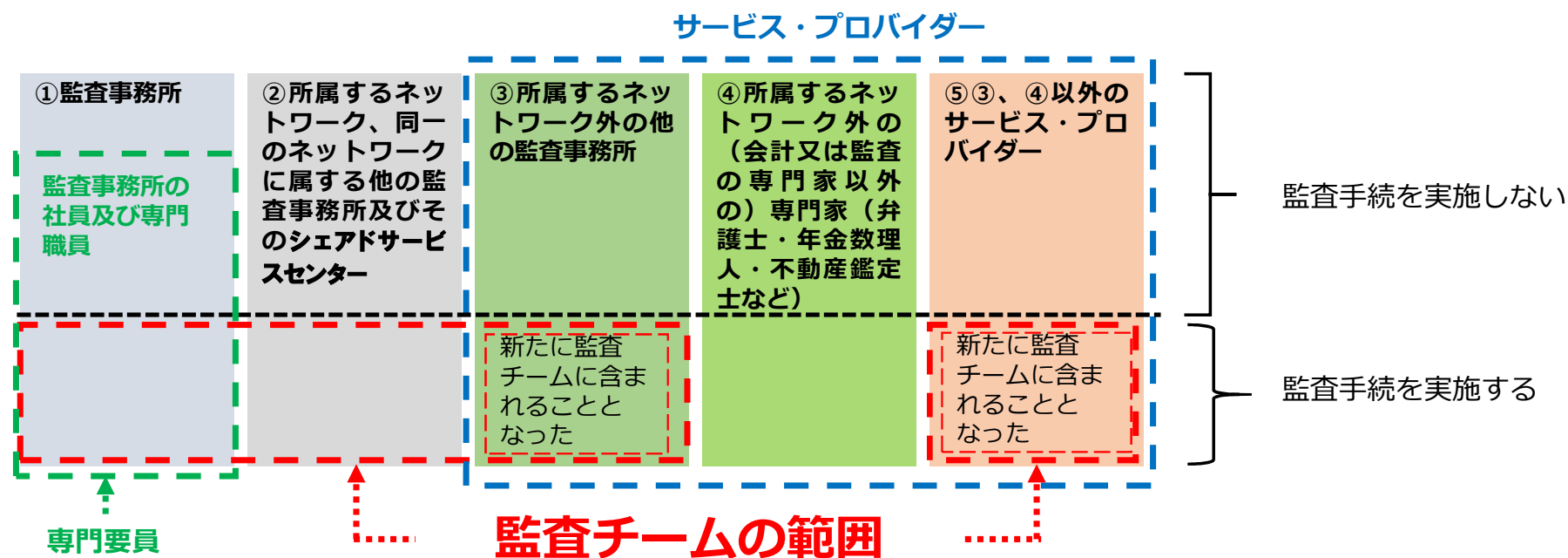
- 当該監査業務において監査手続を実施した者（外部専門家を除く）と定義。従って、例えば、以下の者も監査チームに含まれ、独立性の確認など監査チームのメンバーとして必要な対応が求められることとなる。

ネットワーク外の  
構成単位の監査人

サービス・プロバイダー  
で監査手続  
を実施する者

## 監査チームの定義の改正②

### 改正後の監査チームに係るイメージ





## 5. 今後のスケジュール等

---

# 今後のスケジュール等について①

## 今後のスケジュール（2022年1月現在）

- 2022年3月 改正品基報第1号・第2号・改正監基報220公開草案公表予定（コメント募集期間は1ヶ月）
- 2022年6月 改正品基報第1号・第2号・改正監基報220及びコメント対応公表予定

## 今後のスケジュール等について②

今回の改正品基報第1号・第2号及び改正監基報220公開草案の公表より、報告書の形式について以下の対応を予定している。

- 項番についてはISQM・ISAと整合させることとする。なお我が国の法令等を優先して適用しない項番については空番とする。
- 我が国独自に設けられた項番については「JP」を挿入し、ISQM・ISAとの差異を明確にする。

# 各報告書の適用時期について

以下の改訂品質管理基準の適用スケジュールに合わせる形で各報告書の適用時期を予定

|       | 2022年                                                                                                                                                                                                                                  | 2023年 | 2024年 | 2025年 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 大規模   | <p>適用：2023/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～①</p> <p>品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。</p> <p>監査事務所が5月末決算の場合<br/>最も評価が遅い場合の品質管理システムの初回評価対象期間：①～2025/5/31（※）<br/>※品質管理システムの監査事務所による初回評価は2025/5/31以後の一定のタイミングで実施</p> |       |       |       |
| 大規模以外 | <p>適用：2024/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～</p> <p>品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。</p>                                                                                                                          |       |       |       |

# 他の監基報への適合修正について

今回の品基報等の改正により、以下の他の監査基準委員会報告書の適合修正を予定している。

- ① 監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」
- ② 監基報210「監査業務の契約条件の合意」
- ③ 監基報230「監査調書」
- ④ 監基報250「財務諸表監査における法令の検討」
- ⑤ 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」
- ⑥ 監基報300「監査計画」
- ⑦ 監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ⑧ 監基報500「監査証拠」
- ⑨ 監基報540「会計上の見積りの監査」
- ⑩ 監基報600「グループ監査」
- ⑪ 監基報610「内部監査人の作業の利用」
- ⑫ 監基報620「専門家の業務の利用」
- ⑬ 監基報700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ⑭ 監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- ⑮ 監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ⑯ 監基報805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」

# ディスカッションポイント

## ① 監査に関する品質管理基準の改訂に関する以下の事項について

- ・ ISQM1では規定されていないが改訂品質管理基準にて言及された「監査事務所の最高責任者」の責任について、改訂品質管理基準における趣旨を鑑み「品質管理システムの最高責任者」の他の者への任命の有無にかかわらず品質管理システムに関する最終的な責任を負う旨を改正品基報第1号に反映することとしたいが、いかがか。

- ・ 「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」にて望ましいとされている事項（監査、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査以外の業務への参照、監査事務所の品質管理システムの評価の公表についての内容）は今回の改正品基報には入れず、別途検討することとしたいが、いかがか。

## ② 委託審査について

- ・ 品基報第2号では従来の品基報の記載内容を踏襲し、委託審査の具体的な適用範囲については「監査意見表明のための委託審査要領」等にて検討することとしたいが、いかがか。

（※委託審査制度とは、監査事務所が審査等を当該監査事務所外の（日本公認会計士協会の）会員に委託しようとする場合の日本公認会計士協会の紹介制度をいう。）

## ③ 今後の品基報・監基報の起草方針について

- ・ ISQM・ISAと項番を整合する方針としたいが、いかがか。

## (ご参考)日本公認会計士協会による周知活動

### 特設ページ「改訂品質管理基準に関する動向」の開設

JICPAウェブサイト

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/quality\\_management/](https://jicpa.or.jp/specialized_field/quality_management/)

### 国際品質マネジメント基準 (ISQM) シリーズの翻訳

- ISQM1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」(最終基準及び結論の根拠)
- ISQM2「審査」(最終基準及び結論の根拠)
- ISA220 (改訂)「監査業務における品質マネジメント」(最終基準及び結論の根拠)  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20210430icd.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210430icd.html)
- ISQM 1、ISQM 2及びISA220改訂の概要  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20210806jfb.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210806jfb.html)
- ISQM1初度適用ガイド及びISQM2初度適用ガイド  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20220113dbi.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220113dbi.html)



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士



# 監査・保証実務委員会報告第76号 「後発事象に関する監査上の取扱い」 改正の概要

第63回 監査基準委員会有識者懇談会  
2022年2月14日

# 目次

## 1. 背景

## 2. 改正概要

- ① 事後判明事実
- ② 見積りに関する翌期への影響
- ③ 開示後発事象
- ④ IAS/IFRSを踏まえたアップデート
- ⑤ その他（起草方針に基づく項番の付与等、構成スタイルの変更）

## 3. 改正スケジュール

# 1. 背景

---

# 1. 背景(1/2)

- 監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」は、2009年7月8日の改正（企業会計審議会での「継続企業の前提」の見直し対応）以降、メンテナンスを行っていない。

| 監査基準委員会報告書560<br>「後発事象」 | 監査・保証実務委員会報告第76号<br>「後発事象に関する監査上の取扱い」                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| -                       | 2009年7月8日 最終改正<br>（企業会計審議会での「継続企業の前提」の見直し対応）<br>・ 確定決算主義に基づく修正後発事象の取り扱い |
| 2011年7月1日 公表            | ※以降、メンテナンスを行っていない。                                                      |
| ⋮                       |                                                                         |
| 2021年1月14日 最終改正         |                                                                         |

# 1. 背景(2/2)

- 最終改正から10年以上経過したこともあり、骨子に変更せず、以下の論点を中心に改正（監基報の概念・用語の使用や陳腐化部分のアップデート）を検討している。
  - ① 事後判明事実
  - ② 会計上の見積りの開示
  - ③ 開示後発事象
  - ④ IAS/IFRSを踏まえたアップデート
  - ⑤ その他（起草方針に基づく項番の付与等、構成スタイルの変更）

## 2. 改正概要

---

## 2. 改正概要(1/2)

### ● ① 事後判明事実

- ▶ 監査基準委員会報告書560「後発事象」の事後判明事実に関する記載の明確化
  - ◆ 定義の追加
    - ・ 監査報告書日後に監査人が知るところとなったが、もし監査報告書日現在に気付いていたとしたら、監査報告書を修正する原因となった可能性のある事実をいう。
  - ◆ 取扱いの追加
    - ・ 事後判明事実に関する取扱い

### ● ② 会計上の見積りの開示

- ▶ 企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」に基づく注記事項との関係の明確化
  - ◆ 上記の公表(2020年3月31日)に伴う、会計上の見積りの開示についての記載の追加

## 2. 改正概要(2/2)

- ③ 開示後発事象

- ▶ 最新の監査基準委員会報告書560「後発事象」との陳腐化部分（用語等）のアップデート

- ④ IAS/IFRSを踏まえたアップデート

- ▶ 国際会計基準（IAS）/国際財務報告基準（IFRS）の後発事象の定義・例示等の追加

- ⑤ その他

- ▶ [起草方針](#)に対応したアップデート
  - ◆ 起草方針に基づく項番の付与等、構成スタイルの変更



### 3. 改正スケジュール

---

### 3. 改正スケジュール

- 本改正については、2022年3月の常務理事会承認後、公開草案（パブリックコメント）として公表することを予定している。その後、寄せられた意見を踏まえて修正後、最終的な確定版については、2022年6月の常務理事会承認後に公表することを予定している。

ご清聴ありがとうございました



監査基準委員会有識者懇談会

2022/2/14

配布資料No.863



# IAASBの活動状況 IAASB9月ボード会議後のアップデート

第63回 監査基準委員会有識者懇談会  
2022年2月14日

# 目次

1

**IAASBのスケジュール（2021年～2023年）**

2

**IAASBボード会議報告（12月）**

**（1）不正（ISA240）**

**（2）2022年から2023年までの作業計画**

3

**IAASB 2021年10月～12月の公表物等**

# 1. IAASBのスケジュール（2021年～2023年）

---

# 1. IAASBのスケジュール(2021年～2023年)

| プロジェクト名                              | 2021年 |    |    |             | 2022年 |      |    |    | 2023年 |      |    |      |
|--------------------------------------|-------|----|----|-------------|-------|------|----|----|-------|------|----|------|
|                                      | Q1    | Q2 | Q3 | Q4          | Q1    | Q2   | Q3 | Q4 | Q1    | Q2   | Q3 | Q4   |
| 基準・ガイダンス等策定作業中のプロジェクト                |       |    |    |             |       |      |    |    |       |      |    |      |
| 監査証拠 (ISA 500)                       |       |    |    |             |       |      | ED |    |       |      |    |      |
| 不正 (ISA 240)                         |       |    |    | PP          |       |      |    |    |       | ED   |    |      |
| 継続企業 (ISA 570)                       |       |    |    |             | PP    |      |    | ED |       |      |    | 承認   |
| LCE（複雑でない企業）の監査基準                    |       | ED |    |             |       |      |    |    | 承認    | PIOB |    |      |
| CUSP（複雑性, 理解可能性, 適用の柔軟性及びバランス）       |       |    |    |             | R     |      |    |    |       |      |    |      |
| 上場企業及びPIE（社会的影響度の高い事業体）              |       |    |    |             | PP    |      | ED |    |       |      | 承認 | PIOB |
| グループ監査 (ISA 600)                     |       |    |    | 承認          |       | PIOB |    |    |       |      |    |      |
| 品質マネジメント基準に伴うその他の基準の適合修正             | ED    |    |    | 承認/<br>PIOB |       |      |    |    |       |      |    |      |
| サステナビリティ及び EER（拡張された外部報告）に対する保証ガイダンス | 承認    |    |    |             |       |      |    |    |       |      |    |      |

※ PP：IAASBボードでのプロジェクト・プロポーザルの承認、ED：IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーション・ペーパーの承認  
承認：IAASBボードでの最終承認、PIOB：PIOBによる最終承認（2022年の第1回目のPIOB会議は4月に予定されている。）

R：ワーキンググループからの提案事項の審議

## 2. IAASB ボード会議(12月)

---



## 2. IAASBボード会議(12月)

### (1) 不正 (ISA 240)

#### ● 不正 (ISA 240) プロジェクトの概要

- 近年発生した様々な大型会計不正事件を受けて、一部の国では財務諸表監査における不正及び継続企業に関する監査人の役割及び責任について疑問が呈され、独自の対応が進められている。
- そこで、IAASBは現在、基準改訂プロジェクトの開始に向けた情報収集活動を主に以下の通り行っている。
  - ▶ 不正及び継続企業に関するラウンドテーブルの開催 (2020年9月～10月)
  - ▶ ディスカッション・ペーパー(DP)を公表 (2020年9月15日付けで公表、コメント期限は2021年2月1日)  
DPの目的は、財務諸表監査における不正と継続企業に関する監査人の役割と、不正及び継続企業に関するIAASBの監査基準が現在の環境に目的適合的かということについて、利害関係者の意見募集を行うこと。
- 基準改訂を含むプロジェクト・プロポーザルが、2021年12月のIAASBボード会議でボードメンバー全員の賛成により承認された。
- 今後、2023年6月に公開草案の承認、2024年下半期に最終版の基準の承認を予定。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （1）不正（ISA 240）

#### ● プロジェクト・プロポーザルで提案されているアクションの概要

##### ■ 以下に関連した、ISA 240の強化及び明瞭化や規範性のないガイダンスの策定

- ▶ 財務諸表監査における、不正に対する監査人の役割と責任
- ▶ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別及び評価
- ▶ 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
- ▶ テクノロジーの利用
- ▶ ISA 240と他のISAの関連性
- ▶ 不正に関連する特定の監査手続
- ▶ 職業的懐疑心
- ▶ 不正関連の手続の監査報告書における透明性

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （1）不正（ISA 240）

#### ● プロジェクト・プロポーザルで提案されているアクションの概要（続き）

##### ■ その他のアクション

- ▶ 利害関係者との議論、ビデオやウェビナー等を通じて、不正に対処するには財務報告エコシステムの全ての利害関係者が役割を果たすことが重要であることを強調する。
- ▶ IESBA（国際会計士倫理基準審議会）、IFAC（国際会計士連盟）及びIPAE（国際会計教育パネル）と連携及び協力する。

##### ■ 継続的なアクション

- ▶ 他のタスクフォース、ワーキンググループ及びコンサルテーショングループと協調する。

## 2. IAASBボード会議(12月)

### (1) 不正 (ISA 240)

#### ● (参考) 前回有識者懇談会の説明内容及びご意見の概要

##### ■ 前回有識者懇談会の説明内容

- ▶ 不正 (ISA240) のプロジェクトの概要、及びIAASB 7月ボード会議で主な論点となった監査報告書における透明性の向上

##### ■ ご意見

- ▶ 不正への対応に関して IAASB が監査報告書における監査上の主要な検討事項 (KAM) の更なる改訂、追加要求を必要としないとしているのは、現行のKAMで対応可能と考えているからだと思われる。KAMにおいて、不正に関する監査手続や対応を記載するという、監査人の運用上の対応が必要であると考ええる。
- ▶ 現状、有価証券報告書の作成において、監査役等の関わりについては法律的に定められていない。監査役等が、財務諸表監査や取締役の業務執行に対してどのように監査を行ったかを情報提供する手段は有価証券報告書しかないが、そこには、会計監査人の監査をどう判断したか、取締役の業務執行に対する自分たちの責任に関する理解について、コメントが出てこない点に問題意識を持っている。
- ▶ 不正を含む違法行為という表現は適切か。一般用語としても ISA 240における規定からしても、不正の方が違法行為よりも広い概念と考える。irregularitiesを「違法行為」と訳すべきか否かについても検討いただきたい。
- ▶ 企業の不正に対する監査人への要求が高まるということは、監査人の責任が重くなるということである。現状の監査期間の中で要求に応えていくことが可能なのか懸念している。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （1）不正（ISA 240）

#### ● JICPAの問題意識と対応

- DPに対して、主に以下の点をコメントとして提出した。
  - ▶ 「監査における不正リスク対応基準」に含まれている特定の要求事項について、ISA 240の要求事項を強化する必要があるか否かを検討すべき。
  - ▶ 不正に対する強化された要求事項は、PIE（Public Interest Entity）等、特定の事業体の財務諸表監査業務に限定して適用するべきである。
  - ▶ 経営者・ガバナンスに責任を有する者・監査人を含め、財務報告エコシステム全体で不正に対して適切に対応できるようにするため、それぞれがどのような役割を果たすかについて十分対話を行っていく必要があると考える。
- プロジェクト・プロポーザルが承認され、不正プロジェクトが本格的に始動するため、今後のIAASBボード会議での議論及び公開草案を注視し、必要なコメントを適宜行っていく考えである。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

#### ● 作業計画のプロジェクトの概要

- IAASBは、過去にパブリックコンサルテーションを実施の上で、2020年から2023年の戦略及び2020年から2021年の作業計画について定めている。
- 2021年5月～8月に、2022年から2023年の作業計画を決めるために、オンラインでの調査を実施した。
- 調査結果を受け、2022年から2023年の作業計画案が提示され、作業計画案に対するIAASB及び諮問助言グループ（CAG）からのコメント対応を2021年9月から11月までにかけて実施した。
- 2021年12月にIAASBボード会議で2022年から2023年の作業計画がボードメンバー全員の賛成により承認された。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

#### ● 2021年12月ボード会議で承認された2022年から2023年の作業計画の概要

- 現在進行中のプロジェクトについては継続して取り組み、完了させる予定。
- 加えて、2022年から2023年の作業計画の中に一つ又は二つの新しいプロジェクトを開始する予定。
- 新しいプロジェクトには、サステナビリティ/ESG情報開示の保証が含まれる。IAASBの今後の対応を決定するために、スタッフによって情報収集及び調査が2022年1月より開始。
- サステナビリティ/ESG情報開示の保証以外に新規で取り掛かるプロジェクトとして、現状候補となっている、監査及びレビューに関するトピックのリストは次ページ以降に記載。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

#### ● 2021年12月ボード会議で承認された2022年から2023年の作業計画の概要（続き）

##### 2022～2023年に開始される可能性のある新しい基準設定プロジェクト

###### ＜監査＞

重要な虚偽表示リスクへの対応(ISA 330の改訂)

分析的手続(ISA 520の改訂)

監査サンプリング(ISA 530の改訂)

専門家の業務の利用(ISA 620の改訂)

重要性(ISA 320の改訂)

###### 共同監査

基準の狭い範囲のメンテナンス

- テクノロジーの影響に関するISA全体の更新

- ISA 260（改訂）「監査役等とのコミュニケーション」（経営者と監査役等が同一である場合）

- ISA 501 「特定項目の監査証拠」（棚卸資産の立会）

- ISA 505「確認」（テクノロジー）

- ISA 720（改訂）「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（基準の適用から生じる課題への対応）



## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

- 2021年12月ボード会議で承認された2022年から2023年の作業計画の概要（続き）

2022～2023年に開始される可能性のある新しい基準設定プロジェクト（続き）

#### <レビュー>

期中財務情報のレビュー（ISRE 2410の改訂）

基準の狭い範囲のメンテナンス

- 期中財務情報のレビュー（継続企業の前提）

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

#### ●（参考）前回有識者懇談会の説明内容及びご意見の概要

##### ■ 前回有識者懇談会の説明内容

- ▶ 2021年9月IAASBボード会議で提示された、2022年から2023年までの作業計画案の概要

##### ■ ご意見

- ▶ 有価証券報告書の第一部は七つの章で構成されているが、監査人が保証しているのは「経理の状況」のみである。他の六つの章は情報の信頼性が保証されないまま市場に提供されている。非財務情報の保証の議論は、資本市場において情報の信頼性をどのように確保し、財務情報以外の情報を提供していくかの議論と捉えることが重要と考える。

## 2. IAASBボード会議（12月）

### （2）2022年から2023年までの作業計画

#### ● JICPAの問題意識と対応

- 2022年から2023年の作業計画を決めるために行われたIAASBの調査に対して、非財務情報に関する保証基準の策定は重要なテーマであると認識しており、早急に対応する必要がある旨を回答した。よって、作業計画の中にサステナビリティ/ESG情報開示の保証基準・ガイダンスの策定に対する情報収集活動を2022年1月から開始する予定である旨が含まれた点を支持する。
- 非財務情報に関して先行する欧州が独自に基準設定することにならないよう、国際基準設定の場で非財務情報の保証基準について議論されるようにし、日本としても基準設定に参画していく必要があると考える。

### 3. 2021年10月～12月の公表物等

### 3. 2021年10月～12月の公表物等

#### (1) LCEの監査向け国際監査基準(ISA for LCE)

##### ● ISA for LCEに関連して公表されたサポート資料等

###### ■ アンケート調査

- ▶ 公開草案に回答する予定のない利害関係者を対象として、公開草案に関してWebアンケート調査を実施

###### ■ LinkedInでのセッション

- ▶ セッション1：ISA for LCE案の背景及び重要原則、既存の国際監査基準（ISAs）との比較、利害関係者にとって重要な理由
- ▶ セッション2：ISA for LCE案が適用可能な企業、適用判断主体及びその判断過程
- ▶ セッション3：ISA for LCE案の利点を含めた監査事務所や実務家へ意味するもの、監査事務所や監査チームが判断する際の考慮事項、中小規模事務所への潜在的な影響

### 3. 2021年10月～12月の公表物等

#### (2) テクノロジーに関連するサポート資料

##### ● サポート資料の概要

- 2021年12月7日付けで以下のサポート資料が公表された。
  - ▶ NON-AUTHORITATIVE SUPPORT MATERIAL RELATED TO TECHNOLOGY: FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (FAQ) ON AUDIT PLANNING
- 本資料は監査人が自動化されたツールと技法を利用する場合の、国際監査基準300－監査計画（原題：International Standard on Auditing (ISA) 300, Planning an Audit of Financial Statements）に基づく監査計画策定を支援する。

## 3. 2021年10月～12月の公表物等

### (3) 新任又は再任のボードメンバーの公表

#### ● 2022年1月1日より発効する新任又は再任のボードメンバー

##### ■ 新任のボードメンバー

- ▶ William Edge氏（オーストラリア）
- ▶ Warren Maroun氏（南アフリカ）

##### ■ 再任のボードメンバー

- ▶ 甲斐 幸子氏（日本）
- ▶ Kai Morten Hagen氏（ノルウェー）
- ▶ Eric Turner氏（カナダ）

また、Len Jui氏（中国）が2022年の副議長に再任

# 3. 2021年10月～12月の公表物等

## (3) その他

### ● その他の公表物等の概要

#### ■ eISの公表

- ▶ IAASBが開発する基準（ISA等）を含む、国際基準へのオンラインでのアクセスを提供するeIS (e-International Standards)を2021年11月4日付けで公表

#### ■ 2022年から2023年の四半期毎の詳細な作業計画表

- ▶ 2022年から2023年の作業計画案に基づく、四半期毎の詳細な作業計画表案を2021年11月16日付けで公表。なお、本作業計画表の内容は2021年12月に実施したIAASBボード会議での作業計画の審議内容を受けて必要に応じて更新される予定。

#### ■ サステナビリティ／ESG

- ▶ 2021年12月15日付でIAASB議長名での声明を発出し、2021年12月のIAASBボード会議にて承認された2022年から2023年までの作業計画に基づき、2022年1月より開始するサステナビリティ/ESG情報開示の保証に関する調査や主要な利害関係者と協働等を進めていくことを公表

#### ■ IAASB DIGITAL TECHNOLOGY MARKET SCAN: DATA STANDARDIZATIONの公表

- ▶ IAASBの破壊的技術（Disruptive Technology）チームは、監査や保証を取り巻く技術革新に関する情報を2ヶ月ごとに公表する。2021年10月の初回にはデータ標準化（data standardization）について紹介がされている。



ご清聴ありがとうございました



# ISA600(グループ監査)の改訂概要

第63回 監査基準委員会有識者懇談会  
2022年2月14日

# 目次

## 1. ISA600（グループ監査）の改訂

- （１）プロジェクトの概要
- （２）ボード会議の概要等
- （３）ISA600（改訂）の概要

## 2. JICPAの今後の活動状況

- （１）監査基準委員会報告書600の起草スケジュール
- （２）我が国実務への影響

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (1) プロジェクト概要

- 2013年7月に公表されたクラリティ版ISAの適用モニタリング報告書にて、改訂の検討の必要性がある基準の一つとして指摘されたことにより開始された
  - ▶ 特に以下に関する実務が一貫していないとの指摘
    - グループ監査人による構成単位の監査人の作業への関与
    - 構成単位の重要性の基準値の設定
  - ▶ その他、構成単位の会計記録や経営者等に対するグループ監査人のアクセス制限がある場合に関するガイダンスが不十分等の指摘

- 2020年4月に公表された公開草案における主な変更点は以下のとおり
  - ▶ リスクに基づくアプローチの採用（重要な構成単位の概念の廃止、グループ監査人の責任の強調）
  - ▶ 監査契約の新規の締結及び更新（人、情報へのアクセス制限）
  - ▶ 重要性
  - ▶ 監査調書

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (2) ボード会議の概要等

### ■ 2021年12月ボード会議アジェンダ概要

- ▶ ISA600（改訂）の最終草案及び本改訂を受けた他のIAASB基準の適合修正の検討
- ▶ IAASBボードメンバーによる承認に当たってのデュープロセスの検討  
（承認された基準の再公表及び意見募集の必要性の検討を含む）

- 2021年9月ボード会議にて審議したドラフトから、大きな修正は行われていない
- 要求事項第47項「構成単位の監査人の追加の監査調書を査閲する必要があるかどうか及びその範囲を決定しなければならない」における「whether」は削除せず残すこととなった
- 同ボード会議におけるISA600（改訂）の最終草案の承認審議結果 賛成：18票、反対・棄権：0票
- 再公開草案として意見募集の必要性を主張するボードメンバーはいなかった
- 2022年4月にPIOBの承認によりISA600（改訂）は最終確定する予定

※資料中の項番は12月ボード会議にて承認されたISA600（改訂）に基づいております

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● グループ財務諸表の定義の明確化

- ISA600 (改訂)では、適用対象となる「グループ財務諸表」の定義がより具体化され、個別財務諸表監査であってもグループ監査の対象になりうることに現行のISA600に比べてより明確化された (第14項(k))
  - ▶ 「グループ財務諸表」はConsolidation Processを通じて複数の企業又は事業単位の財務情報を含んだものと定義
  - ▶ そのConsolidation Processには、連結財務諸表の作成のみならず、例えば支店や部門などの財務情報を集約する場合も含まれることが明確に記載された

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● リスクに基づくアプローチ

- **重要な構成単位**の概念を廃止し、**リスクに基づくアプローチを採用**。そのため、グループ監査人が、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することがより強調されている
    - ▶ ISA 315（2019年改訂）「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」及びISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」との整合性を強化
    - ▶ グループ監査人の責任についてもより強調。併せて、グループ監査人が構成単位の監査人に対して確認を求める事項について以下の要求事項を設定し、構成単位の監査人の責任も明確化している
      - ◆ グループ監査戦略の立案に際して、構成単位の監査人が、グループ監査人の依頼に従って作業を実施することを含め、グループ監査人に協力する旨（第24項）
      - ◆ グループ監査人の結論に関して、構成単位の監査人からグループ監査人にコミュニケーションを求める事項として、構成単位の監査人が、グループ監査人の依頼に従って監査を実施した旨（第45項(b)）
  - 重要な構成単位
- の概念は廃止されたものの、監査の作業を実施する構成単位の決定に関する適用指針において、決定に影響する要素の例示として、構成単位における資産・負債・取引の性質及び金額が含まれている（A48項）



# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● 構成単位の財務情報に対して実施するリスク対応手続

- ISA600（改訂）では、重要な構成単位概念が廃止されたことから、第37項において「グループ監査人は、リスク対応手続の種類・時期・範囲について責任を有する」とだけ規定され、その種類は適用指針のA129項からA133項に記載されている。なお、当該適用指針は例示にすぎないため、相対的に職業的専門家の判断の余地が大きくなり、実施した手続に対するグループ監査人の説明責任が重くなっている
- （参考）現行ISA600では、以下の取扱いを要求事項に定めている
  - ▶ 個別の財務的重要性を有する重要な構成単位について、構成単位の重要性の基準値に基づき、構成単位の財務情報の監査を実施（現行ISA600 第26項）
  - ▶ 特定の性質又は状況によりグループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある重要な構成単位について、以下の作業の種類のうち一つ又は複数を組み合わせて実施（現行ISA600 第27項）
    - ◆ 構成単位の財務情報に対する監査
    - ◆ 一つ又は複数の特定の勘定残高、取引種類又は開示等の監査
    - ◆ グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクに関連する特定の監査手続

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● 構成単位の監査人の監査調書の査閲

- グループ監査人が構成単位の監査人の追加の監査調書を査閲する必要があるかどうか、及びその範囲の決定を要求（第47項）
  - ▶ ISA 220（改訂）及びISA 600の他の関連する要求事項に従って、構成単位の監査人への指示及び監督並びに構成単位の監査人の作業の査閲を行った上で、第47項に従って、構成単位の監査人の追加の監査調書を査閲する必要があるかどうかの判断が求められる趣旨であることを明瞭化（A145項）
- 上記の決定の際に考慮が求められる事項を以下の通り記載（第47項後段）
  - ▶ 構成単位の監査人の実施した作業の内容、時期及び範囲
  - ▶ 構成単位の監査人の適性と能力
  - ▶ それまでに実施した構成単位の監査人への指示及び監督並びに構成単位の監査人の作業の査閲の結果

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● 監査調書

#### ■ ISA 230「監査調書」の遵守の際、以下の文書化を要求（第59項）

- a. 人又は情報へのアクセス制限に関する重要な事項
- b. グループ監査人による構成単位の決定の根拠
- c. 構成単位の手続実施上の重要性及びグループ監査人へのコミュニケーションの対象となる虚偽表示の金額の基準値の決定の根拠
- d. 構成単位の監査人が、構成単位で割り当てられた監査手続を実施するために適切な適性と能力（十分な時間を含む）を有しているという、グループ監査人の判断の根拠
- e. グループの内部統制システムについて理解した主な内容
- f. グループ監査人による、構成単位の監査人に対する指示及び監督並びに構成単位の監査人の作業の査閲の内容、時期及び範囲（該当する場合、構成単位の監査人の追加の監査調書に対する、グループ監査人による査閲）
- g. 構成単位の監査人とのコミュニケーションに関連する事項（不正・関連当事者・継続企業に関する事項を含む）
- h. グループ財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある、構成単位の監査人の発見事項に対するグループ監査人の評価及び対応

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● その他

- 監査契約の新規の締結及び更新（A37項～A39項）
  - ▶ 適用指針において、アクセス制限の原因の例と対応する解決策の例を提示
- 重要性（第35項(a)）
  - ▶ 「構成単位の重要性の基準値」に代えて、「構成単位の手続実施上の重要性」の決定を要求
  - ▶ 「構成単位の手続実施上の重要性」は、「グループの手続実施上の重要性」よりも低くすることを要求
- 構成単位の監査人からグループ監査人にコミュニケーションを求める事項として、構成単位の監査人が識別した構成単位の財務情報における未修正の虚偽表示に加え、修正済み虚偽表示を要求（第45項(e)）
- 構成単位の監査人が専門家を利用する場合に、構成単位の監査人が実施した当該専門家の適性及び能力の評価に関して、グループ監査人と構成単位の監査人が討議する場合もある旨を適用指針に記載（A64項）
- 適用日：2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用

# 1. ISA600(グループ監査)の改訂

## (3) ISA 600(改訂)の概要

### ● (参考) 前回有識者懇談会の説明内容及びご意見の概要

#### ■ 前回有識者懇談会の説明内容

- ▶ グループ監査 (ISA600) のプロジェクトの概要、及びIAASB2021年6月・9月ボード会議の内容及び公開草案からの変更点「リスクに基づくアプローチ」、「構成単位の監査人の監査調書の査閲」、「監査調書」

#### ■ ご意見

- ▶ グループ監査に関するアプローチが変更されること等による監査手続の変化及びその変化による実務負担増について懸念しており、企業と監査人の両面からの効率性向上の施策を共同で行う必要があると考える

## 2. JICPAの今後の活動状況

ディスカッション・ポイントなし

## 2. JICPAの今後の活動状況

### (1) 監査基準委員会報告書600の起草スケジュール

- 監査基準委員会報告書600「グループ監査」（以下「監基報600」という。）の起草委員会を設置し、起草作業を開始（第1回起草委員会は1月27日に開催。以降はおおよそ週1回の頻度で開催予定）
- 1月25日に金融庁とISA600（改訂）の監査基準等への影響についてディスカッション
- 今後のスケジュール
  - ▶ 公開草案の公表：2022年9月予定（※1）
    - ※1：公開草案の公表に当たって、今後の有識者懇談会において意見聴取を予定
  - ▶ 確定版の公表：同12月予定（※2）
    - ※2：ISA600（改訂）は2023年12月15日以後開始する事業年度のグループ財務諸表の監査から適用されるが、早期適用を認めている。したがって、監基報600についても早期適用（2023年4月1日以後開始する事業年度）に対応するため、かつ、早期適用に当たり一定の準備期間を考慮した結果、2022年12月公表を予定

## 2. JICPAの今後の活動状況 (2)我が国実務への影響(1/2)

- 当協会が公開草案に対して2020年10月1日付けで提出したコメントの主な点は以下のとおり、これらについては、最終草案においては一定の対応がなされたと考えている。
  - ▶ リスクに基づくアプローチを導入することの方向性自体は適切と考えるが、グループ監査人の責任を過度に強調し、構成単位の監査人の責任が現行の ISA600 よりも軽減されているような誤解を生じさせるような箇所が散見される
  - ▶ グループ監査人による、リスク評価に基づくリスク対応手続の設計と構成単位の監査人が実施した作業への関与が強調される一方で、グループ監査人がとるべき対応について十分な指針がない。この結果、高品質な監査の実現をかえって阻害することを懸念する
- 重要な構成単位概念の廃止及びリスクに基づくアプローチの導入により、監査手続の対象となる構成単位の範囲の見直しや監査手続の再検討が求められる



## 2. JICPAの今後の活動状況 (2)我が国実務への影響 (2/2)

- 監査手続の対象となる構成単位の決定や構成単位の財務情報に対するリスク対応手続の種類の決定など、現行基準に比べて職業的専門家としての判断が求められる領域が増加すると想定される。そのため、実施した監査手続についての今以上の説明が求められる。さらに、判断の余地が拡大することに起因し、実務上の一貫性を確保することに対する意識をより高く持つ必要がある
- グループ監査人と構成単位の監査人との間のより緊密な連携が求められ、そのための負荷が従来以上に高まると考えられる（言語や前提の相違によるミスコミュニケーションを含む）

上記に関しては、ISA600（改訂）や今後IAASBが公表予定の適用に当たってのガイダンス文書の翻訳版を速やかに当協会ウェブサイト公表し、基準の改訂内容の前広な周知活動を進めることにより、監査人の新基準に対する理解を深め、企業への十分な事前説明を促す。また、現行実務の重要な変更となるため、改訂内容の周知活動（研修の実施や解説記事の寄稿等）を早急に進めていく予定

ご清聴ありがとうございました



監査基準委員会有識者懇談会

2022/2/14

配布資料No.865



日本公認会計士協会

# 日本版EER保証業務ガイダンスの 検討について

第63回 監査基準委員会有識者懇談会  
2022年2月14日

# 検討の背景

- 目的

昨今、投資家及びその他のステークホルダーに対して非財務情報を含めて開示する新たな企業報告(Emerging Forms of External Reporting: EER)のニーズの高まりに伴い、それに対する保証業務のニーズも高まっており、IAASBからも2021年4月6日付けで「Non-Authoritative Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Sustainability and Other Extended External Reporting (EER) Assurance Engagements」が公表されている。

これを受けて、JICPAでも上記公表物を参考に、ガイダンス文書の検討を進めている。

# 検討方針

| 検討方針   |                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構成     | <p>基本的にIAASBから公表されたガイダンス文書と同様の構成を予定</p> <p>※日本独自の追加の要求事項や記載等は予定せず</p> <p>※EER保証業務ガイダンス文書の関連資料（サポート文書）の一部については、検討スケジュールを踏まえて、検討を見送り</p>                                                                            |
| 公表物の形式 | <p>研究報告（実務ガイダンスを想定）</p> <p>※（保証実3000を超える）追加の要求事項は含まない。</p>                                                                                                                                                        |
| スケジュール | <p>・ 2021年8月4日翻訳版「<u>サステナビリティ及びその他の拡張された外部報告（EER）に対する保証業務への国際保証業務基準3000（ISAE 3000）（改訂）の適用に関する規範性のないガイダンス</u>」を公表</p> <p>※下線部については、原文タイトルの修正を踏まえ、先日の公表後に追加修正を行っている。</p> <p>・ 2022年7月の確定版公表に向けて検討中（事前に公開草案公表予定）</p> |

# (参考)ガイダンス文書の全体像

- 緑色の箇所：ISAE3000の各要求事項
- オレンジ色の箇所：EERガイダンスの各章
- 灰色の文字：EERガイダンスで扱っていないISAE3000の要求事項

いISAE3000の要求事項

|                                     |                                               |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|----------|------------------------|-----------------------------|
| 品質管理 (31～36)                        |                                               |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |
| 職業倫理に関する要求事項 (20)                   |                                               |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |
| 適性 (31 (b)～(c)、32 (a)、39、52 (a)、53) |                                               |                                             |                                                      |                      | 第1章 適切な適性と能力の適用                   |          |                        |                             |
| 職業的専門家としての判断と職業的専門家としての懐疑心 (37～38)  |                                               |                                             |                                                      |                      | 第2章 職業的専門家としての懐疑心と職業的専門家としての判断の行使 |          |                        |                             |
| 保証業務<br>の実施                         |                                               | 計画 (40、42～43)                               |                                                      | 十分かつ適切な証拠を入手するための手続  |                                   |          | 保証の結論<br>の形成           | 報告書の作成及<br>びその他の伝達          |
|                                     |                                               | 業務状況と重要な虚偽表示リ<br>スクの可能性の理解                  |                                                      | 立案                   | 実施                                | その他      |                        |                             |
| (14-19)                             | (21-30)                                       | (41, 44 (a), 45, 46 L/R, 47 L/R)            |                                                      | (48 L/R (a))         | (48 L/R (b), 49, 50-51)           | (52 -63) | (44 (b), 64-66)        | (67-70, 71-77, 78)          |
|                                     | ↓                                             | ↓                                           | ↓                                                    | ↓                    | ↓                                 |          | ↓                      | ↓                           |
|                                     | 第3章<br>前提条件の決定<br>及びEER保証業<br>務の範囲につい<br>ての合意 | 第4章<br>報告トピックを<br>識別するための<br>企業内プロセス<br>の検討 | 第6章<br>主題情報の作成に利<br>用されるプロセス、<br>又は作成に対する内<br>部統制の検討 | 第8章 証拠の入手            |                                   |          |                        | 第12章<br>保証報告書における<br>効果的な伝達 |
|                                     |                                               | ↓                                           |                                                      | ↓                    |                                   |          | ↓                      |                             |
|                                     |                                               | 第5章<br>規準の適合性と利<br>用可能性の判断                  |                                                      | 第7章<br>アサーション<br>の利用 |                                   |          | 第9章<br>虚偽表示の重要性<br>の考慮 |                             |
|                                     | 第10章 定性的EER情報への対応 及び 第11章 未来志向のEER情報への対応      |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |
|                                     |                                               |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |
| 文書化 (79～83)                         |                                               |                                             |                                                      |                      |                                   |          |                        |                             |

ご清聴ありがとうございました

